

平成23年3月13日16:00現在

警察庁緊急災害警備本部

平成23年東北地方太平洋沖地震の災害応急対策のための緊急交通路の指定について

1 概要

平成23年東北地方太平洋沖地震の災害応急対策（人命救助、応急復旧作業、緊急輸送等）を的確かつ円滑に実施するため、関係公安委員会では、通行止めとなっていた東北自動車道、常磐自動車道等の一部区間を緊急交通路に指定しています。

緊急交通路に指定されたことにより、緊急通行車両の通行は可能となりますが、緊急通行車両以外の車両は通行ができませんので、御注意ください。

2 緊急交通路として指定されている高速道路の区間（緊急通行車両は、この区間のスマートIC以外のICから出入りが可能です。）

○ 首都高速道路三郷線（下り） 八潮南IC～三郷JCT

○ 東北自動車道 浦和IC～碓ヶ関IC

【出入りできないIC】

矢吹、郡山南、本宮、二本松、国見

○ 常磐自動車道 三郷JCT～いわき中央IC、亘理IC～山本IC

【出入りできないIC】

いわき湯本

○ 磐越自動車道 津川IC～いわきJCT

【出入りできないIC】

いわき三和、小野、船引三春、磐梯熱海、猪苗代磐梯高原、磐梯河東、
会津坂下、西会津

○ 仙台南部道路 全線

○ 仙台東部道路 全線

○ 仙台北部道路 全線

○ 三陸縦貫自動車道 利府JCT～登米東和IC

○ 秋田道 北上JCT～北上西IC

○ 釜石自動車道 全線

○ 東北縦貫自動車道八戸線 安代JCT～南郷IC

（注1）一般道路においても、緊急交通路に指定されている道路がありますので、現場の標示や警察官の指示に従ってください。

（注2）緊急交通路として指定される区間及び出入りできないICについては、今後、変更することがあります。

（注3）緊急交通路に指定された高速道路においても、道路の損壊等により高速道路を通行できない場合もあり、当該区間において緊急通行車両は一般道路を通行することとなりますので、御注意ください。

3 緊急交通路における交通規制の内容

災害応急対策を的確かつ円滑に実施するため、緊急交通路においては、4の緊急通行車両以外の車両の通行は禁止されています。

なお、余震等のおそれがあるので、緊急通行車両は、道路標識の滅灯等にかかわ

らず、時速50キロメートル以下の速度で走行してください。

4 緊急通行車両（緊急交通路を通行することができる車両）

- ① 道路交通法第39条第1項の緊急自動車（救急用自動車、消防用自動車等）
- ② 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両であって、都道府県知事又は都道府県公安委員会が交付した緊急通行車両確認標章を掲示しているもの

5 緊急通行車両確認標章

緊急通行車両確認標章は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施しようとする車両に対して交付されますので、出発地の警察署等で交付を受けてください。

なお、緊急通行車両確認標章の交付は、事前届出があった約31.7万台（平成21年末）を優先することとしていますので、御注意ください。

※ 「災害応急対策」は、次の事項について行うこととされており、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者が、法令又は防災計画の定めるところにより、実施しなければならないこととされています。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫その他の保険衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における交通秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

6 お問い合わせ

- ・ 人命救助、応急復旧作業、緊急輸送等のための交通規制であり、緊急通行車両以外の車両が通行できないことについて、御理解をお願いします。
- ・ 災害応急対策を円滑に実施するため、緊急交通路以外の道路であっても、被災地に向かう道路における不要不急の通行は避けていただくように、御協力をお願いします。

7 お問い合わせ先

緊急交通路及び緊急通行車両確認標章については、最寄りの警察署又は都道府県の事務所等にお問い合わせください。

平成23年3月13日16:00現在

警察庁緊急災害警備本部

平成23年東北地方太平洋沖地震の被災地に食料品・生活用品を輸送する車両に対する緊急通行車両確認標章の交付について

1 概要

災害応急対策（緊急輸送等）を的確かつ円滑に実施するため、食料品・生活用品を輸送する車両に対する緊急通行車両確認標章の交付については、次のように取り扱うこととしています。

2 緊急通行車両確認標章の交付

(1) 対象車両

以下の要件をすべて満たす貨物自動車

- 広く販売・配布される食料品・生活用品（燃料を含む。）を輸送するもの（現に積載しているものに限る。）
- 企業が使用するもの
- 目的地が宮城県以北（宮城県を含む。）のもの

(2) 緊急通行車両確認標章の交付場所

警察署を原則とする。

(3) 緊急通行車両確認標章の有効期間

1ヶ月

3 留意事項

- ・ 緊急通行車両確認標章は、出発地の警察署等で交付を受けてください。
なお、緊急通行車両確認標章の交付は、事前届出があった約31.7万台（平成21年末）を優先することとしていますので、御注意ください。
- ・ 余震等のおそれがあるので、緊急通行車両は、道路標識の滅灯等にかかわらず、時速50キロメートル以下の速度で走行してください。

4 お願い

- ・ 人命救助、応急復旧作業、緊急輸送等のための交通規制であり、緊急通行車両以外の車両が通行できないことについて、御理解をお願いします。
- ・ 災害応急対策を円滑に実施するため、緊急交通路以外の道路であっても、被災地に向かう道路における不要不急の通行は避けていただくように、御協力をお願いします。

5 問い合わせ先

緊急交通路及び緊急通行車両確認標章については、最寄りの警察署又は都道府県の事務所等にお問い合わせください。